

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第100期第1四半期
(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増井 敏樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増井 敏樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第1四半 期 連結累計期間	第100期 第1四 半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	13,843	13,140	52,402
純営業収益 (百万円)	13,390	12,692	50,785
経常利益 (百万円)	1,922	1,379	4,806
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,580	568	4,318
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,150	844	3,480
純資産額 (百万円)	113,765	112,674	113,015
総資産額 (百万円)	775,006	740,353	664,376
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	9.23	2.06	15.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	14.6	15.2	17.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 おりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため
 記載しておりません。

3 記載している消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

4 第99期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会
 計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び子会社17社並びに関連会社3社)が営む事
 業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率などが含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績率に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い公開会社の株式と、価格の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。公開会社の株式については、株式の時価が、一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないと判断します。非公開会社の株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以上下落した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。経営計画の策定にあわせ当該経営計画の期間を将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第1四半期連結累計期間の経営成績

概要

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、3月に発生した東日本大震災によってサプライチェーン(供給網)が寸断されたことや、原発事故への警戒と被災地への配慮から経済・消費活動の自粛モードが強まったため、4月に大きく落ち込みました。しかし、5月以降、主要なサプライチェーンが早期復旧を果たしたほか、早期復旧に伴い生産活動が回復傾向を示し、景気は徐々に持ち直しました。また、5月2日に成立した補正予算による復興支出も景気回復に寄与しました。海外では、新興国の金融引き締め、原油価格の高騰、QE2(米国における量的緩和第2弾)の終了決定、ギリシャ危機等から、世界景気の減速懸念が浮上しました。しかし、実際は目にみえるほどには減速せず、景気は緩やかながらも拡大基調を保ちました。

こうしたなか株式流通市場は、一進一退が続き、日経平均株価は期初に9,700円台で始まった後、これを中心に上下300円程度の小幅なレンジにとどまりました。投資指標面での割安感が下値を支える一方、震災被害の後遺症や世界景気の減速懸念が上値を抑えました。結果として、日経平均株価は9,816円で期末を迎えました。投資家動向では外国人の買いが継続したものの、金額的には手控え気味であったことも一つの要因となり、4～6月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は1兆3,597億円と、1～3月の1兆8,331億円を大きく下回りました。

債券流通市場も全般に均衡状態が続きました。長期金利の指標である10年物国債利回りは期初に1.2%台でスタートした後、震災直後の景気の落ち込み、米国及び中国景気の減速懸念、ギリシャ危機を受けた投資家のリスク回避志向等により1.1%台前半まで低下(債券価格は上昇)しました。その後は、一時的に1.1%を割り込む場面もありましたが、大規模復興策に伴う国債増発や原油価格高騰による物価の反転を懸念して下げ渋り、1.1%台前半を中心に推移しました。

このような環境のなかで、当社グループの中核である東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」という。)では、本年1月に導入した新マルチチャネルサービスを積極的に展開し、お客様の利便性の向上に努めてまいりました。また、5月には、東海地区での更なるプレゼンスの向上を図るため、名古屋戦略部を設置いたしました。アライアンス(戦略的提携)戦略では、株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティTT証券株式会社において、6月に同社5番目の店舗として久留米支店を開設しネットワークの強化を図りました。

なお、東海東京証券では、愛知県三河地区での富裕層顧客の深耕を図るため、7月23日付で愛知県豊田市に「プレミアサロン豊田」を開設いたしました。一方で、営業ネットワークの効率的な運営を図るため店舗網の見直しを実施し、メグリア藤岡店内営業所(無人営業所)を7月31日付で廃止いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は前年同期比5.1%減少し131億40百万円、純営業収益は前年同期比5.2%減少し126億92百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比1.6%減少し118億12百万円となり、営業利益は前年同期比36.3%減少し8億80百万円、経常利益は前年同期比28.2%減少し13億79百万円、四半期純利益は前年同期比78.0%減少し5億68百万円となりました。

受入手数料

連結累計期間	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	委託手数料	2,071	6	15	0	2,092
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	20	53			74
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		2	3,619		3,621
	その他の受入手数料	36	5	1,096	312	1,451
	合計	2,128	67	4,731	312	7,240
当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	委託手数料	1,467	4	8		1,480
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	47	35			83
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		3	2,830		2,833
	その他の受入手数料	16	4	1,218	290	1,529
	合計	1,531	47	4,057	290	5,927

当第1四半期連結累計期間の委託手数料は、前年同期比29.2%減少し14億80百万円となりました。このうち株式委託手数料は、東海東京証券の個人投資家の委託売買代金が前年同期比31.1%減少と低調に推移したことから、前年同期比29.1%減少し14億67百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料のうち株券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、新規公開・公募がともに低調であったことから47百万円(前年同期比は128.9%増加)にとどまりました。また、債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料も前年同期比33.2%減少し35百万円と低調な水準でありました。

当第1四半期連結累計期間の受益証券の販売環境は、東日本大震災の影響などから経済・消費活動の自粛ムードが強まったことや、海外における新興国の金融引き締め、原油価格の高騰、ギリシャ危機を受けた投資家のリスク回避志向等から、販売環境は厳しいものとなり、受益証券に係る募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年同期比21.8%減少し28億30百万円となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では前年同期比21.8%減少となる28億33百万円となりました。

一方、その他の受入手数料のうち受益証券の代行手数料は、預かり資産残高の増加を受け、前年同期比11.1%増加となる12億18百万円となり、その他の受入手数料全体では前年同期比5.4%増加し15億29百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の受入手数料は前年同期比18.1%減少し59億27百万円となりました。

トレーディング損益

連結累計期間	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)			当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	351	878	1,230	2,339	14	2,354
債券・為替等トレーディング損益	2,776	1,756	4,533	1,532	2,515	4,047
合計	3,128	2,635	5,764	3,871	2,529	6,401

当第1四半期連結累計期間のトレーディング損益は、株券等トレーディング損益のうち外国株式については、欧米株式を中心に外国株式の販売が好調で前年同期実績の約1.8倍の利益を計上することができた結果、株券等トレーディング損益は前年同期比91.3%増加し23億54百万円の利益を計上いたしました。

一方、外貨建債券や仕組債の販売については、円高や国内株式市場の低迷により外貨建債券や他社株転換債の販売環境は厳しいものとなり、販売に伴うトレーディング益は低調となり、債券・為替等トレーディング損益は前年同期比10.7%減少し40億47百万円の利益を計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間のトレーディング損益は、前年同期比11.1%増加し64億1百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第1四半期連結累計期間は、取引関係費は広告宣伝費や通信・運送費が減少したことから、前年同期比9.3%減少し21億63百万円となりました。一方で、人件費については、確定拠出年金への拠出額が増加し福利厚生費が増加したことなどから、前年同期比0.6%増加し57億18百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は前年同期比1.6%減少し118億12百万円となりました。

特別損益

当第1四半期連結累計期間は、主な特別損失として有価証券評価減5億56百万円を計上しております。

(3) 財政状態

当第1四半期連結会計期間の総資産は前連結会計年度末比759億77百万円増加し7,403億53百万円となりました。主な増減は、流動資産のうち現金及び預金が前連結会計年度末比254億円59百万円減少し367億83百万円に、有価証券担保貸付金が前連結会計年度末比117億25百万円減少し3,023億46百万円となった一方、トレーディング商品(資産)が前連結会計年度末比1,056億3百万円増加し2,824億27百万円に、約定見返勘定が前連結会計年度末比73億62百万円増加し91億11百万円となりました。

また、負債合計は前連結会計年度末比763億18百万円増加し6,276億79百万円となりました。主な増減は、流動負債のトレーディング商品(負債)が前連結会計年度末比336億43百万円増加し1,572億89百万円に、有価証券担保借入金が前連結会計年度末比383億6百万円増加し2,104億77百万円に、短期借入金が前連結会計年度末比158億94百万円増加し2,027億28百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比3億41百万円減少し1,126億74百万円となりました。これは配当金の支払いなどにより利益剰余金が5億37百万円減少したことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

東日本大震災による電力不足に伴い、東京電力及び東北電力管内においては、大規模な節電対応が求められております。当社グループにおきましても電力需要が高い7月から9月の電力消費量を前年比15%削減する目標を掲げました。お客様の利便性を損なうことのないよう節電に取組み、目標を実現することによって、社会的使命を果たす所存です。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループ(当社及び子会社17社にて構成される。以下、～において同じ。)の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

取締役会は、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為(～において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成21年度より、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指して「経営3ヵ年計画～IT Revolution～」を策定し、実行しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入する等、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べている等、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、従前の「当社株式の大量買付行為に関する対応策」の期限到来に当たり、同対応策の更新(以下、更新後の対応策を「本プラン」という。)を第98期定時株主総会へ上程し、株主の皆様のご承認をいただいて、本プランに更新いたしました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)乃至(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、取締役会からの諮問事項について審議・決議して、取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を取締役に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		280,582		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿より記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,956,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 274,872,000	274,872	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,754,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		274,872	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式944株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	3,956,000		3,956,000	1.41
計		3,956,000		3,956,000	1.41

(注) 1 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が、1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 当第1四半期会計期間において、平成23年6月20日開催の取締役会決議に基づき、自己株式434,000株を取得しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,243	36,783
預託金	19,094	17,894
顧客分別金信託	17,704	16,504
その他の預託金	1,389	1,389
トレーディング商品	176,823	282,427
商品有価証券等	172,240	272,897
デリバティブ取引	4,583	9,530
約定見返勘定	1,748	9,111
信用取引資産	30,017	34,203
信用取引貸付金	18,803	20,438
信用取引借証券担保金	11,213	13,765
有価証券担保貸付金	314,071	302,346
借入有価証券担保金	234,167	215,945
現先取引貸付金	79,904	86,401
立替金	246	306
募集等払込金	316	358
短期差入保証金	13,079	10,595
短期貸付金	135	43
有価証券	100	101
未収収益	1,779	2,207
繰延税金資産	1,644	1,289
その他	2,490	2,795
貸倒引当金	36	22
流動資産合計	623,754	700,441
固定資産		
有形固定資産	9,323	9,235
無形固定資産	5,126	4,682
投資その他の資産	26,170	25,993
投資有価証券	15,898	15,643
長期差入保証金	2,479	2,474
繰延税金資産	1,275	1,406
その他	7,707	7,661
貸倒引当金	1,190	1,192
固定資産合計	40,621	39,911
資産合計	664,376	740,353

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	123,646	157,289
商品有価証券等	121,188	150,288
デリバティブ取引	2,457	7,000
信用取引負債	9,284	10,970
信用取引借入金	7,525	8,362
信用取引貸証券受入金	1,759	2,608
有価証券担保借入金	172,171	210,477
有価証券貸借取引受入金	59,501	137,414
現先取引借入金	112,669	73,063
預り金	24,522	15,880
受入保証金	6,633	4,132
短期借入金	186,833	202,728
短期社債	9,000	8,000
1年内償還予定の社債	7,694	8,204
未払法人税等	272	119
賞与引当金	1,814	796
役員賞与引当金	25	-
その他	3,477	3,248
流動負債合計	545,376	621,849
固定負債		
長期借入金	2,940	2,885
退職給付引当金	1,805	1,855
役員退職慰労引当金	107	82
負ののれん	264	226
その他	697	614
固定負債合計	5,814	5,664
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	170	165
特別法上の準備金合計	170	165
負債合計	551,360	627,679

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,155	33,154
利益剰余金	46,805	46,267
自己株式	1,416	1,510
株主資本合計	114,543	113,912
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,088	874
為替換算調整勘定	797	742
その他の包括利益累計額合計	1,885	1,617
新株予約権	59	75
少数株主持分	297	303
純資産合計	113,015	112,674
負債純資産合計	664,376	740,353

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益		
受入手数料	7,240	5,927
委託手数料	2,092	1,480
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	74	83
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,621	2,833
その他の受入手数料	1,451	1,529
トレーディング損益	5,764	6,401
金融収益	839	812
営業収益計	13,843	13,140
金融費用	453	448
純営業収益	13,390	12,692
販売費及び一般管理費		
取引関係費	2,385	2,163
人件費	5,685	5,718
不動産関係費	1,515	1,525
事務費	1,214	1,275
減価償却費	636	684
租税公課	147	128
貸倒引当金繰入れ	25	3
その他	397	313
販売費及び一般管理費合計	12,008	11,812
営業利益	1,381	880
営業外収益		
受取配当金	117	121
受取家賃	235	234
負ののれん償却額	43	37
持分法による投資利益	171	115
その他	41	65
営業外収益合計	609	574
営業外費用		
不動産賃貸原価	64	67
その他	4	7
営業外費用合計	69	75
経常利益	1,922	1,379
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	19	9
金融商品取引責任準備金戻入	139	5
持分変動利益	646	-
特別利益合計	805	14

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
特別損失		
有価証券評価減	1 193	1 556
投資有価証券売却損	2	-
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	224	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18	-
貸倒引当金繰入額	2 619	-
特別損失合計	1,058	556
税金等調整前四半期純利益	1,668	837
法人税、住民税及び事業税	125	42
法人税等調整額	1,042	223
法人税等合計	916	265
少数株主損益調整前四半期純利益	2,585	571
少数株主利益	5	3
四半期純利益	2,580	568

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,585	571
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	419	218
為替換算調整勘定	15	54
その他の包括利益合計	435	272
四半期包括利益	2,150	844
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,145	836
少数株主に係る四半期包括利益	4	7

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
2 連結納税制度の適用	当第1四半期連結会計期間より、当社及び国内の完全子会社6社は、当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
保証債務等 連結子会社従業員(4名)の金融機関借入金に対する債務保証 5百万円	保証債務等 連結子会社従業員(3名)の金融機関借入金に対する債務保証 3百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 特別損失の有価証券評価減193百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	1 特別損失の有価証券評価減556百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。
2 当社子会社である東海東京証券株式会社の社員によるお客様の資金を不正に出金する等の不正行為に関し、同社においてお客様損害額への弁済債務及び不正行為を行った社員への債権が発生しております。この債権の金額について貸倒引当金を計上したものであります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
減価償却費	636百万円	減価償却費	684百万円
負ののれんの償却額	43百万円	負ののれんの償却額	37百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,516	9.00 (うち特別配当 3.00)	平成22年3月31日	平成22年6月30日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,106	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額に関する著しい変動に関する事項

自己株式の取得

当社は、平成23年6月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得(取得株式の総数 普通株式15,000,000株、取得価額の総額3,000百万円)を決議し、当第1四半期連結累計期間において自己株式434,000株(取得価額93百万円)を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
商品有価証券等(資産)	172,240	172,240	

(注) 金融商品の時価の算定方法

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
商品有価証券等(資産)	272,897	272,897	

(注) 金融商品の時価の算定方法

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	15,020	433	433
	買建	6,415	119	119
金利	債券先物取引			
	売建	3,905	2	2
	買建	558	0	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	11,891	895	895
	買建	13,279	816	816
	株価指数オプション取引			
	売建	35,561	57	78
買建	2,200	0	25	

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	26,725	257	257
	買建	14,728	144	144
金利	債券先物取引			
	売建	4,517	3	3
	買建	11,646	8	8
株式	株価指数先物取引			
	売建	44,082	1,393	1,393
	買建	34,808	1,127	1,127
	株価指数オプション取引			
	売建	363,382	4,438	778
	買建	284,937	4,245	428

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益	9円23銭	2円6銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,580	568
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,580	568
普通株式の期中平均株式数(千株)	279,652	276,480

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	川		薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。